

平成26年10月20日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「内航船舶輸送統計調査」（以下「本調査」という。）の平成27年4月以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

平成27年4月以降に実施する本調査について、調査計画における報告を求める者及び集計事項について以下のとおり変更する。

（1）報告を求める者

ア 月次調査である内航船舶輸送実績調査票による調査（以下「営業用調査」という。）に係る母集団数を、従前の「約780事業者」から「約530事業者」に変更する。

【説明】

内航船舶を取り巻く船舶構成や輸送構造の変化を踏まえ、平成25年度に実施した内航船舶輸送統計母集団調査（一般統計調査。5年周期）の結果に基づき、営業用調査の母集団を更新するものである。

イ 営業用調査の調査対象事業者の選定方法について、母集団数の変更等を踏まえ、図1のとおり、層区分を従前の「44層区分」から「17層区分」に、これに合わせて報告者数を従前の「約200事業者」から「約180事業者」に、それぞれ変更する。

なお、年次調査である自家用船舶輸送実績調査票による調査（以下「自家用調査」という。）の報告者数は引き続き約150者（全数）である。

図1 営業用調査の調査対象の選定方法（層区分）の変更

【変更前】			【変更後】		
層区分	月間輸送量	船舶の用途及び主たる品名	層区分	月間輸送量	主たる品名又は船舶の用途
1	10万トン以上		1	4万トン以上	
2	7～10万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材	2	3～4万トン未満	砂利・砂・石材
3		貨物船 鉄鋼	3		その他の特種品
4		油送船 化学薬品	4		その他
5		貨物船 その他の特種品	5		砂利・砂・石材
6		その他	6	1～3万トン未満	その他の特種品
7	6～7万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材	7	その他	
8		貨物船 鉄鋼	8	1万トン未満	砂利・砂・石材
9		油送船 化学薬品	9		その他の特種品
10		貨物船 その他の特種品	10		パーズ
11		その他	11		その他
12	4～6万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材	12	調査月分—0、年—有	
13		貨物船 鉄鋼	13	調査月分、年ともに0	
14		油送船 化学薬品	14	未回収登録事業者	
15		貨物船 その他の特種品	15	未回収届出事業者	
16		その他	16	新規登録事業者	
17	3～4万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材	17	新規届出事業者	
18		貨物船 鉄鋼			
19		油送船 化学薬品			
20		貨物船 その他の特種品			
21		その他			
22	1～3万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材			
23		貨物船 鉄鋼			
24		油送船 化学薬品			
25		貨物船 その他の特種品			
26		その他			
27	5千～1万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材			
28		貨物船 鉄鋼			
29		油送船 化学薬品			
30		貨物船 その他の特種品			
31		パーズ			
32	その他				
33	5千トン未満	貨物船 砂利・砂・石材			
34		貨物船 鉄鋼			
35		油送船 化学薬品			
36		貨物船 その他の特種品			
37		パーズ			
38	その他				
39	調査月分—0、年—有				
40	調査月分、年ともに0				
41	未回収登録事業者				
42	未回収届出事業者				
43	新規登録事業者				
44	新規届出事業者				

【説明】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められている。これを受け、営業用調査における各層において一定の標本数を確保し、より正確な統計を作成するため、層区分の統合を図るとともに、従前の月間総輸送量に加え、新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定し、報告者負担にも配慮しつつ、必要な報告者数を定めるものである。

（2）集計事項

ア 営業用調査結果（年報）の集計事項について、新たに「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加する。

【説明】

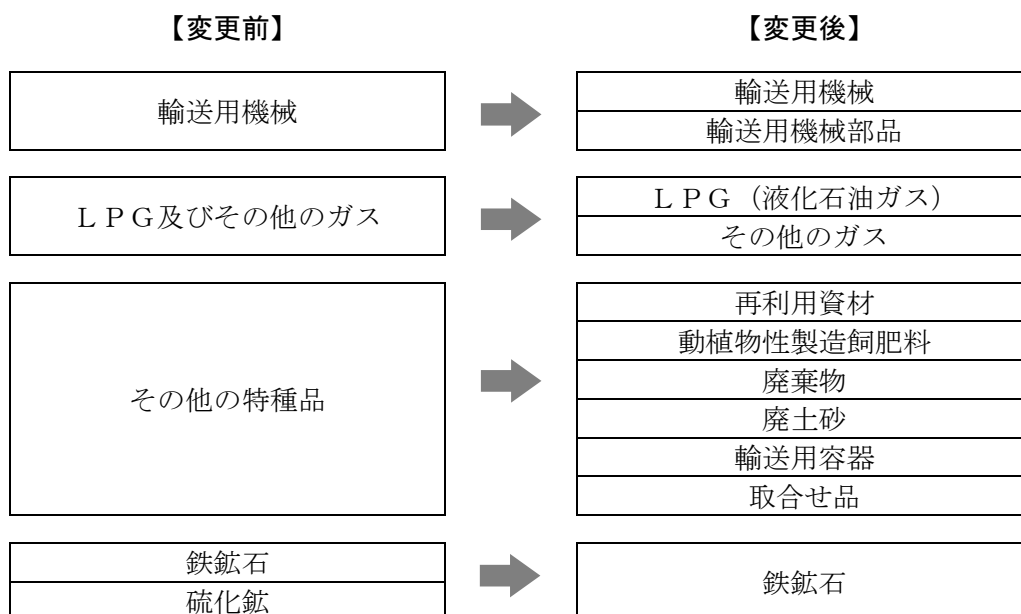
第Ⅱ期基本計画において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められている。従前から、「貨物船」、「油送船」及び「プッシャーバージ又は台船」の用途別（3区分）^{（注1）}での油種別燃料消費量について集計・公表を行ってきたが、第Ⅱ期基本計画への対応として、前述（1）イの変更を行い、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上が期待されることから、既存の調査事項から得られる情報を活用し、現行よりも詳細な貨物船用途別（7区分）^{（注1）}の油種別燃料消費量を新たな集計事項として追加し、公表を行うものである。

（注1）用途別とは、船をその用途により、「貨物船」、「油送船」及び「プッシャーバージ又は台船（だいせん）」の3区分に分けたものである。貨物船用途別とは、「貨物船」を更に「自動車専用船」、「セメント専用船」、「石灰石専用船」、「石炭専用船」、「コンテナ専用船」、「RORO船」及び「その他の貨物船」の7区分に分けたものである。

なお、プッシャーバージとは、プッシャー（押船（おしぶね））と呼ばれる小さなボートが、貨物を積むバージ（はしけ）を押すことによって航海する方式の船である。RORO船とは、貨物を積んだトラックやトレーラーをそのまま運べる船であり、船の前と後ろに出入口があって、トラックが自分で乗り（ロールオン）・降り（ロールオフ）できるようになっている。

イ 営業用調査及び自家用調査の月報及び年報に係る集計事項のうち、品目別区分について、図2のとおり、細分又は統合を行う。

図2 品目別区分の変更



【説明】

第Ⅱ期基本計画において、物流の効率化を輸送モード^(注2)横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一を行うことが求められている。これに対応するため、国土交通省において、本調査、港湾調査及び自動車輸送統計調査（いずれも国土交通省が所管する基幹統計調査）における輸送貨物の品目分類の見直しについて検討が行われた。当該検討結果を踏まえ、輸送貨物の品目分類を統一し、3調査相互の比較可能性を向上させるため、本調査の品目別区分の細分又は統合を行うものである。

なお、鉄鉱石と統合する品目である硫化鉱は、港湾調査及び自動車輸送統計調査において細分して把握されていないことや、その輸送量は本調査結果によると鉄鉱石で約0.2%^(注3)程度しかないことから、統合するものである。

(注2) 鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段を指す。

(注3) 平成24年度の品目別輸送量では、鉄鉱石が219万8千トン、硫化鉱が4千トンである。

3 審議すべき重点事項

(1) 報告を求める者の変更について

今回、本調査のうち営業用調査の標本設計の見直しを行うこととしており、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められている内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に資するものとなっているかについて検討する必要がある。

(2) 集計事項の変更について

ア 今回、営業用調査結果（年報）の集計事項において「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加することとしており、当該統計に対するニーズや有用性等について検討する必要がある。

イ 今回、営業用調査及び自家用調査の集計事項において品目別区分の細分又は統合を行うこととしており、当該見直しが第Ⅱ期基本計画において求められている輸送貨物品目分類の統一に資するものとなっているかについて検討する必要がある。

(3) 平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の指摘事項への対応状況について

本調査については、平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）に係る承認時（「基幹統計調査の承認について（通知）」（平成21年12月1日付け総政審第457号））において、当省から指摘した以下の事項に関し、調査実施者である国土交通省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

ア 母集団の的確な把握について

営業用調査については、貨物輸送量、船舶の用途及び主たる品名の区分による層化一段抽出によって調査対象事業者を選定し、その結果から全体の輸送量等を推計しており、統計精度の維持・向上を図るためには各層ごとの母集団を的確に捉えることが必要であること（前述2（1）参照）。

イ 調査結果の公表早期化について

営業用調査の結果については、調査月の翌々月末日までに公表することとされているが、約1か月程度遅延していることから、公表の早期化に向けた取組を一層強化することが必要であること。

